

「弁護士選任手続の教示」規定改正案

第203条〔司法警察員の弁解録取等、検察官送致の時間制限、弁護士選任権告知、国選弁護士手続の教示等〕

③司法警察員は、第三十七条の二第一項に規定する事件について第一項の規定により  
弁護士を選任することができる旨を告げるに当たっては、被疑者に対し、直ちに弁護士  
士会に弁護人の選任の申出をすることができる旨（当該被疑事件を取り扱う司法警察  
員の所属の官公署の所在地を管轄する地方裁判所の管轄区域内に在る弁護士会が弁護  
人となろうとする者の派遣を実施しているときは、その旨を含む。）、引き続き勾留  
を請求された場合において貧困その他の事由により自ら弁護士を選任することが  
できないときは裁判官に対して弁護人の選任を請求することができる旨並びに裁判官  
に対して弁護人の選任を請求するには資力申告書を提出しなければならない旨及び  
その資力が基準額以上であるときは、あらかじめ、弁護士会（第三十七条の三第二項  
の規定により第三十一条の二第一項の申出をすべき弁護士会をいう。）に弁護人の選  
任の申出をしていなければならない旨を教示しなければならない。

第204条〔検察官の弁解録取等、勾留請求の時間制限、弁護士選任権告知、国選弁護士  
手続の教示〕

②検察官は、第三十七条の二第一項に規定する事件について前項の規定により  
弁護士を選任することができる旨を告げるに当たっては、被疑者に対し、直ちに弁護士  
士会に弁護人の選任の申出をすることができる旨（当該被疑事件を取り扱う検察官の所属  
の官公署の所在地を管轄する地方裁判所の管轄区域内に在る弁護士会が弁護人となろ  
うとする者の派遣を実施しているときは、その旨を含む。）、引き続き勾留を請求され  
た場合において貧困その他の事由により自ら弁護士を選任することができないとき  
は裁判官に対して弁護人の選任を請求することができる旨並びに裁判官に対して  
弁護人の選任を請求するには資力申告書を提出しなければならない旨及びその資力が  
基準額以上であるときは、あらかじめ、弁護士会（第三十七条の三第二項の規定によ  
り第三十一条の二第一項の申出をすべき弁護士会をいう。）に弁護人の選任の申出を  
していなければならない旨を教示しなければならない。